

(様式第 2 号)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	廃棄物減量推進課
委託業務名	一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務委託
委託業務場所	大津市北小松 ほか
概要	市内の一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙ごみの収集運搬業務
契約期間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
契約金額	1 1 6, 6 6 1, 2 0 0 円（年間予定額）
契約の相手方	〔所在地〕 大津市和邇今宿 6 7 2 番 1 〔名称〕 株式会社志賀衛生社
契約相手方の選定理由	（株）志賀衛生社は、長年にわたり家庭系一般廃棄物の収集運搬業務を受託しているため、所定の区域内における地域の事情に精通しており、地理、道路状況及び集積所の状況などを熟知していることから、円滑で迅速に収集運搬を行うことができる。また、収集運搬に必要な人員及び車両等を保有しており、本市の廃棄物の分別基準に関する知識を有する者を必要数確保できている。さらに、安定的・継続的な市民サービス提供を目的として本市の家庭ごみ収集運搬を担う業者で組織された大津環境整備事業協同組合の一員であることから、住環境の美化を求める市民の期待に応えるとともに、一般廃棄物の適正な処理を効率的かつ年間を通じて履行できる資力、信用、技術、経験等を有する唯一の相手方である。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。

(様式第2号)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	廃棄物減量推進課
委託業務名	一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務委託
委託業務場所	大津市葛川細川町 ほか
概要	市内の一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙ごみの収集運搬業務
契約期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで
契約年月日	令和8年4月1日
契約金額	464,643,700円（年間予定額）
契約の相手方	〔所在地〕 大津市本堅田六丁目24番16号 〔名称〕 株式会社大津衛生社
契約相手方の選定理由	㈱大津衛生社は、長年にわたり家庭系一般廃棄物の収集運搬業務を受託しているため、所定の区域内における地域の事情に精通しており、地理、道路状況及び集積所の状況などを熟知していることから、円滑で迅速に収集運搬を行うことができる。また、収集運搬に必要な人員及び車両等を保有しており、本市の廃棄物の分別基準に関する知識を有する者を必要数確保できている。さらに、安定的・継続的な市民サービス提供を目的として本市の家庭ごみ収集運搬を担う業者で組織された大津環境整備事業協同組合の一員であることから、住環境の美化を求める市民の期待に応えるとともに、一般廃棄物の適正な処理を効率的かつ年間を通じて履行できる資力、信用、技術、経験等を有する唯一の相手方である。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。

(様式第 2 号)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	廃棄物減量推進課
委託業務名	一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務委託
委託業務場所	大津市浜大津二丁目 ほか
概要	市内の一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙ごみの収集運搬業務
契約期間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
契約金額	3 2 2, 9 6 3, 3 0 0 円（年間予定額）
契約の相手方	[所在地] 大津市大石中六丁目 2 番 2 0 号 [名 称] 株式会社タケノウチ
契約相手方の選定理由	(株)タケノウチは、長年にわたり家庭系一般廃棄物の収集運搬業務を受託しているため、所定の区域内における地域の事情に精通しており、地理、道路状況及び集積所の状況などを熟知していることから、円滑で迅速に収集運搬を行うことができる。また、収集運搬に必要な人員及び車両等を保有しており、本市の廃棄物の分別基準に関する知識を有する者を必要数確保できている。さらに、安定的・継続的な市民サービス提供を目的として本市の家庭ごみ収集運搬を担う業者で組織された大津環境整備事業協同組合の一員であることから、住環境の美化を求める市民の期待に応えるとともに、一般廃棄物の適正な処理を効率的かつ年間を通じて履行できる資力、信用、技術、経験等を有する唯一の相手方である。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。

(様式第 2 号)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	廃棄物減量推進課
委託業務名	一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務委託
委託業務場所	大津市大石曾束一丁目 ほか
概要	市内の一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙ごみの収集運搬業務
契約期間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
契約金額	3 2 8, 7 6 6, 2 4 0 円（年間予定額）
契約の相手方	〔所在地〕 大津市大江二丁目 1 番 8 号 共立ビル 2 - A 〔名 称〕 大五産業株式会社大津支店
契約相手方の選定理由	大五産業(株)大津支店は、長年にわたり家庭系一般廃棄物の収集運搬業務を受託しているため、所定の区域内における地域の事情に精通しており、地理、道路状況及び集積所の状況などを熟知していることから、円滑で迅速に収集運搬を行うことができる。また、収集運搬に必要なとなる人員及び車両等を保有しており、本市の廃棄物の分別基準に関する知識を有する者を必要数確保できている。さらに、安定的・継続的な市民サービス提供を目的として本市の家庭ごみ収集運搬を担う業者で組織された大津環境整備事業協同組合の一員であることから、住環境の美化を求める市民の期待に応えるとともに、一般廃棄物の適正な処理を効率的かつ年間を通じて履行できる資力、信用、技術、経験等を有する唯一の相手方である。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。